

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第23号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 県内中小企業者が有する売掛金債権又は棚卸資産を担保として必要な資金を確保するための融資 (13) 急激に経営状況が悪化した県内中小企業者等の受注が増加した場合における資金需要等に対する融資 (14) 略 (法人の県民税均等割の減免の手続)	第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。 (1)～(4) 略 (5) <u>同和地区中小企業者の振興を図るために行う長期かつ低利の融資に必要な資金に対する融資</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) <u>県内中小企業者等が経営改善を図るために行う無担保小口融資の借換え等に要する資金に対する融資</u> (12) 略 (13) 略 (14) 略 (法人の県民税均等割の減免の手続)

第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 法第52条第2項第4号に規定する公共法人等（認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア～オ 略

2～5 略

（自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等）
第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
略		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓機能障害	1級から4級までの各級	1級から4級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。）に該当する障害として知事が認めたるものを有するもの

重度障害の程度又は障害の程度

第35条の5 条例第41条の3第1項の規則で定める法人は、次のとおりとする。

(1) 略

(2) 法第52条第2項第3号に規定する公共法人等（認可地縁団体並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人を除く。以下同じ。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

ア～オ 略

2～5 略

（自動車取得税の減免に係る身体障害者等の範囲等）
第46条の4 条例第134条の7第1号に規定する身体障害者等(以下この節において「身体障害者等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる障害の級別（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別をいう。）に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別	
	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
略		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級

(2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度又は障害の程度（恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度又は同法別表第1号表ノ3に定める障害の程度をいう。）に該当する障害を有するもの

重度障害の程度又は障害の程度

障害の区分	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合	障害の区分	当該身体障害者等が運転する場合	当該身体障害者等が運転する場合以外の場合
略			略		
小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症	小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	特別項症から第3項症までの各項症			
(3)及び(4) 略			(3)及び(4) 略		

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第53号様式の7を次のように改める。

第53号様式の7（第35条の7関係）

県民税配当割更正(決定)

加算金決定

通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納入書により納入してください。

住所	年 月 日		
氏名	職 氏 名 印		
特別徴収義務者番号	通知書番号	納税番号	
	支払年月	年	月分

区 分	課税標準額(支払額)	税 額 等	摘 要
上場株式等の配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
公募証券投資信託の収益の分配に係る配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
特定投資法人の投資口の配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
源泉徴収選択口座内配当等			
更正(決定)額	円	円	
既申告(更正・決定)額			
差引不足額			
差引不足額合計			
過少申告加算金			
不申告加算金			
重加算金			

加算金の算出基礎	過少申告加算金		不申告加算金	
	対応税額 A	円	対応税額 C	円
	Aのうち上乗せ加算対象税額 B		加算金額 (C×)	
	加算額	A× B×	重加算金	
	計		対応税額 D	円
		加算金額 (D×)		

指 定 納 期 限 年 月 日

延滞金	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ税額(1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に対し、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合))の割合で計算した金額	更の正根(拠法令)	地方税法第71条の32 鳥取県税条例第53条の8
お知らせ	この県税の賦課について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく総合事務所長を経由して提出してください。 また、この県税の賦課処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は知事となります。)、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 ① 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	納付場所	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第46条の4の改正規定は平成22年4月1日から、第35条の5の改正規定は平成22年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日から同月30日までの間に肝臓機能障害を障害の区分として身体障害者手帳の交付（再交付を含む。）を受け、改正後の鳥取県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第46条の4第1号の表に定める障害の級別に該当する障害を有する者が、同年5月24日までに新規則第50条の10第1項に規定する課税免除申請書等を提出した場合には、当該者が同年4月1日前から当該肝臓機能障害を有すると認められる場合に限って、平成22年度の自動車税の賦課期日において、条例第137条第4号に規定する身体障害者等に該当するものとみなす。